

# 随意契約伺

|      |    |    |    |     |      |      |    |   |   |   |
|------|----|----|----|-----|------|------|----|---|---|---|
| 決裁区分 | 局長 | 部長 | 課長 | 係長  | 起案者  | 起工番号 | 第  | 号 |   |   |
| 局長   | 部長 | 課長 | 係長 | 起案者 | (電話) | 起案   | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|      |    |    |    |     |      | 決裁   | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|      |    |    |    |     |      | 局区   | 部  | 課 | 係 |   |

下記により随意契約してよろしいか伺います。

|                       |   |        |  |
|-----------------------|---|--------|--|
| 随意契約の理由               | <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号による。<br><input type="checkbox"/> 福岡市契約事務規則第22条第 号による。 |        |  |
| 契約保証金                 | <input type="checkbox"/> 要<br><input type="checkbox"/> 免除<br>免除理由：福岡市契約事務規則第25条第 号                  |        |  |
| 履行場所                  | 福岡市 区   | 契約締結日  | 令和 年 月 日   |
| 履行期間                  | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで  | 検査期限   | 完了届を受理した日から 10・14 日以内  |
| 契約不適合責任期間             | 受渡完了の日から 年 月 日以内  | 代金支払期限 | 支払請求書受理の日から 30・40 日以内  |
|                       |   | 支払遅延利息 | <small>この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率</small> |
|                       |   | 部分払    | 回まで  |
| 契約金額                  | 拾億 億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円   | 収入印紙   |  |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 |   |        |  |

## 見積書

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 見積金額 | 拾億 億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円 |
|------|-------------------------|

|      |  |
|------|--|
| 件名   |  |
| 履行期間 |  |

福岡市契約事務規則及び関係書類を承諾のうえ、見積りいたします。

|          |
|----------|
| 令和 年 月 日 |
|----------|

(宛先)福岡市長

|            |      |
|------------|------|
| 所在地        |      |
| 商号又は名称     | (電話) |
| 代表者又は年間受任者 |      |

消費税及び地方消費税に係る 課税 事業者であることを申し出ます。

- (注) 1 収入印紙は、契約書または請書を作成するときは不要です。  
2 見積書は太枠内のみ記入してください。  
3 見積金額欄には、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。  
ただし、単価契約又は長期継続契約においては、これによらない方法での見積りを指示するので、それに従ってください。  
4 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。  
5 この見積りに関して談合等不正行為が行われた場合は、損害賠償金として契約金額の10分の2に相当する額(損害額が10分の2に相当する額を超える場合においては、当該超える額を加えた額)を請求します。